

別表 1

番号	傍 受 令 状			通信 手段の種 類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 （ 罰 条 ）		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)	第 3 号 (回)	
1	6	6	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	355	43	0	18
					20	524	150	0	
					4	0	0	0	
					5	41	10	0	
					20	141	69	0	
					20	156	30	0	
2	4	4	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	605	118	0	6
					16	1899	369	0	
					10	181	129	0	
					10	219	41	0	
3	4	4	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条第1項，第3条の13，第31条の3第2項，同第1項前段，第3条第1項，刑法第60条），殺人（刑法第199条，第60条） 【拳銃の発射，拳銃の加重所持】	携帯電話	17	263	0	0	0
					17	1079	0	0	
					17	736	0	0	
					20	207	0	0	
4	4	4	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，覚せい剤取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	15	149	8	0	13
					17	107	1	0	
					17	73	5	0	
					15	314	124	0	

番号	傍 受 令 状			通信 手段の種 類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 （ 罰 条 ）		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)	第 3 号 (回)	
5	3	3	殺人（刑法第199条，第60条）	携帯 電話	8	48	0	0	4
					8	93	0	0	
					8	155	1	0	
6	1	1	窃盗，窃盗未遂（刑法第235条，第243条，第60条）	携帯 電話	14	129	10	0	1
7	2	2	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携帯 電話	5	37	1	0	5
					5	147	12	0	
8	3	3	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携帯 電話	9	54	11	0	12
					9	0	0	0	
					9	259	5	0	
9	7	7	詐欺，電子計算機使用詐欺(刑法第246条第1項，第246条の2，第60条)	携帯 電話	18	45	3	0	6
					18	166	5	0	
					6	0	0	0	
					18	141	16	0	
					8	291	0	0	
					16	42	25	0	
					8	3	0	0	

番号	傍 受 令 状			通信 手段の種 類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 （ 罰 条 ）		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)	第 3 号 (回)	
10	6	6	恐喝（刑法第249条第1項，第60条）	携帯 電話	5	80	0	0	13
					4	77	1	0	
					5	65	21	0	
					2	29	11	0	
					8	307	5	0	
					5	18	5	0	
11	2	2	恐喝未遂(刑法第249条第1項，第250条，第60条)	携帯 電話	5	38	0	0	0
					5	26	0	0	
12	4	4	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携帯 電話	15	742	5	0	4
					15	207	79	0	
					15	105	5	0	
					10	6	0	0	

（注1）「携帯電話」はPHSを含む。

（注2）「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

別表 2

(平成 2 7 年)

番号	傍 受 令 状			新たに 逮捕した人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)	
9	7 (報告済み)	7 (報告済み)	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，第8条第2項，覚せい剤 取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	2

(平成 2 9 年)

番号	傍 受 令 状			新たに 逮捕した人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)	
8	2 (報告済み)	2 (報告済み)	窃盗（刑法第235条，第60条）	5
12	6 (報告済み)	6 (報告済み)	詐欺，詐欺未遂（刑法第246条第1項，第250条，第60条）	4

- (注 1) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。
- (注 2) 「新たに逮捕した人員数」とは，平成 2 7 年中及び平成 2 9 年中に傍受を実施した事件に関して，平成 3 0 年中に新たに逮捕した人員数をいう。
- (注 3) 平成 1 4 年から平成 2 6 年まで及び平成 2 8 年中に傍受を実施した事件に関して，平成 3 0 年中に新たに逮捕した者はいなかった。